

◇職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

- 1 再就職した職員の公表事項を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和 7 年 9 月 29 日）から施行することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）